# 再投資をお考えの市内中小企業者の方へ

| 最大5億円まで補助します | 碧南市では、市内に立地する製造業などを営む中小企業者が工場や研究所を新増築する場合、初期投資費用の一部を補助金として交付します。 |
|---|---|

## 碧南市中小企業再投資促進事業補助金

**補助金の対象となる方　※次のいずれにも当てはまる中小企業者が対象になります。**

◆**製造業やソフトウェア業を営んでいること。**
◆新設や増設する工場や研究所で次の分野の事業を営むこと。
①次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連
②愛知県の産業集積に関する基本指針の集積業種として指定された分野
◆同一の事業所における同一の事業においてこの補助金を受けたことがないこと。
◆碧南市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと、もしくは暴力団員が役員でないことまたは暴力団と密接な関係がないこと。
◆市税を滞納していないこと。
◆臨海部に事業所を有する場合、市との公害防止に関する協定を締結していることまたは遵守していること。
◆**碧南市企業再投資促進事業補助金の要件に該当しないこと。**
※碧南市企業再投資促進事業補助金の要件に該当する場合はそちらを利用してください。
◆**１０年以上継続して工場や研究所が市内に立地していること。**
◆**工場や研究所を新設や増設するための投資額（土地の取得費用を除く）が１億円以上であること。**
◆**５人以上の常用雇用者を有すること。**

**補助金の対象となる経費**

**土地を除く固定資産の取得費用**（①と②の合計）
①工場や研究所における主に生産、研究や開発のために利用する部分の建設費用
②生産、研究や開発のために使用する償却資産の取得費用

| 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|
| **５％** | **５億円** |

**申請期間**

令和３年４月１日～令和８年３月３１日

**注意点**

**工場や研究所の新設や増設の工事に着手する日の３０日前までに補助事業の認定申請をしていただく必要があります。**まずは碧南市商工課までご相談ください。

**お問い合わせ**

碧南市　経済環境部　商工課　企業応援係
〒４４７－８６０１　碧南市松本町２８番地　ＴＥＬ０５６６－９５－９８９５（直通）